

個別施設計画

土木総務課No. 12

策定年月日 R1年12月25日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	仙台市太白区郡山新々田東水防倉庫	所管所属名称	仙台土木事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災機材倉庫
主要建物概要					
構造	コンクリートブロック	用途	防災機材倉庫	建築日	1968年/3/30
経過年数	51年	耐用年数	41年	目標使用年数	54
運営方式	直営	管理者名称	仙台土木事務所	全延床面積(㎡)	116.64㎡
所在地	仙台市太白区東郡山一丁目105-1				
2 計画期間					
令和2年度から令和11年度までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項, 第156条第1項 行政機関設置条例第15条, 水防法第3条の6 ほか		必要性の有無	有	
業務内容	行政組織規則第95条6項				
必要性の判断理由	仙台土木事務所管内の河川管理維持や水防活動のための資機材等を格納する施設であり、河川による水害を予防するためにも必要性が高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	当該施設は、令和元年度現在で築51年(耐用年数:41年・目標使用年数:54年)であり、耐用年数を経過し全体的に老朽化しているが、主要な構造がコンクリートブロックになっているため、施設の使用には支障はない。 平成29年8月に実施した県有建築物保全点検結果では、コンクリートブロック造の外壁・床等にひび割れがあり、B判定(要注意)となっていることから、経過観察のうえ劣化の状況に応じて修繕する。 また、過去5年間の修繕実績は平成27年度に屋根(庇)(174千円)を修繕したが、今後も、計画的な保全点検に努めながら、適正な維持管理をしていく。				

(別紙様式2) (建築)

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称 仙台市太白区郡山新々田東水防倉庫

建物棟名称 水防倉庫

所在地 仙台市太白区

用途: 車庫・倉庫等

延べ面積: 117m²

階: 1階

竣工年度: 昭和42年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
2 建築物の外部	(指摘項目) 外壁のひび割れ及び塗装の剥離が見られます。 また, 外部建具には塗装剥離及び錆が見られます。	判定
	(対策等) 経過観察の上, ひび割れや塗装の剥離が全体的に見られるような場合には, 修繕について検討してください。	B
3 屋上及び屋根	(指摘項目) 底の一部に鉄筋が露出している箇所があります。(東側)	判定
	(対策等) 経過観察の上, 鉄筋の露出が随所に見られるような場合には修繕について検討してください。	B
4 建築物の内部	(指摘項目) 土間コンにひび割れが見られます。	判定
	(対策等) 経過観察願います。	B
5 避難施設等	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
6 その他 (避雷設備・煙突)	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
特記事項	敷地境界のフェンスに穴があいている箇所がありますので, 修繕が望まれます。	

※ 判定欄には, 建築基準法上の支障の有無について, 以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日 平成29年8月4日